

「児童扶養手当」と「公的年金等」の 両方を受給する場合は、手続きが必要です！

**公的年金等^{*1}を受給する場合、児童扶養手当額の全部
または一部を受給することができません。^{*2}**

- (* 1) 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。
- (* 2) 障害年金を受給している方は、令和3年3月分(令和3年5月
支払い) から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額
との差額を児童扶養手当として支給します。

■ 障害年金以外の公的年金を受給している方は、その額が児童扶養
手当額より低い場合、差額分を児童扶養手当として支給します。

 **そのため、以下の手続きを必ず行ってください**

● 公的年金等を新たに受給する場合

→ 速やかにお住まいの市区町村にお問い合わせください。

必要な手続き ▶ 以下の書類をご持参の上、お住まいの市区町村の児童扶養手当
窓口にお越しください。

- ・ 公的年金給付等受給状況届
- ・ 公的年金給付等受給証明書（年金証書、年金決定通知書でも可）

● 公的年金等が過去に遡って給付される場合や、 公的年金を受給し、市区町村への手続きが遅れた場合

→ 過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合が
あります。**手続きは早め**に行うよう、ご注意ください。

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

山口市こども未来部 こども未来課 手当給付担当

〒753-8650 山口市亀山町2番1号 (山口総合支所1階21番窓口)

電話：083-934-2797 FAX：083-934-4147